

社会福祉法人標津福社会役員及び評議員等の報酬並びに

費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人標津福社会定款第8条及び第21条の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、この法人の主たる管理職員として勤務する施設長をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 次に掲げる者が理事会又は評議員会に出席したときは、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

- (1) 役員が理事会又は評議員会に出席したとき。
- (2) 評議員が評議員会に出席したとき。

2 前項の規定にかかわらず役員又は評議員から、報酬又は費用弁償の受け取り辞退の申出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 次に掲げる業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- (1) 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。
- (2) 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- (3) 役員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。

(4) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合。

(5) 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会の業務にあたった場合。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費の種類及びその支給方法については、社会福祉法人標津福社会旅費規程を準用する。

(兼務役員)

第6条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(その他委員)

第7条 法人及び施設の運営のために理事長より委嘱された外部からの各会委員についても、この規程を準用することができる。

附 則

この規程は、平成28年10月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月5日より適用する。

別表

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
<p style="text-align: center;">理 事 監 事 評 議 員</p>	<p style="text-align: center;">日額 5,000円 (課税対象)</p>	<p>日当 1,500円</p>	
		<p>交通費（片道の距離）</p> <p>5 km未満 200円</p> <p>5 km以上10 km未満 400円</p> <p>10 km以上14 km未満 500円</p> <p>14 km以上18 km未満 600円</p> <p>18 km以上 800円</p>	
<p style="text-align: center;">常務理事</p>			<p>職員との兼務がない場合</p>

(第3条2項関係)

役員・評議員・各委員等の報酬・費用弁償に係る受領辞退の意思表明書

社会福祉法人標津福祉会

理事長 様

私_____は、社会福祉法人標津福祉会の運営に係り発生する出席報酬（役員報酬、評議員会報酬）、及びその業務に係る費用弁償のうち、次に○を付けた費用について、受け取りを辞退いたします。

- ・ 理事会出席報酬
- ・ 評議員会出席報酬
- ・ 費用弁償

平成 年 月 日

役職・氏名

_____ 印